

2025年度未病医学認定医登録要項

本学会の未病医学認定医資格取得に関しては、別派「日本未病学会未病医学認定医制度規則・施行細則」をご一読いただき、以下の各項をご参照のうえ、所定のお手続きをお取りください。

申請手順

- ①2025年度の申請期日は、第32回学術総会の第1日目の一か月前となります。期日は、おってご案内します。申請書類の提出および審査料・認定登録料を納付してください。
- ②申請にあたっては審査料、認定登録料の払い込み済みのコピーを認定申請書（様式第1号）の裏面に貼付してください。
- ③事情があり申請の受付期限を過ぎる場合は事務局まで申し出てください。

申請資格

- ①本学会の一般会員で会費完納者であること
 - ②本学会の評議員もしくは部会委員（世話人）で会費完納者であること
 - ③本学会の理事・監事で会費完納者であること
 - ④本学会の名誉会員であること
- *詳細は認定医規則第4章「認定医の資格」をご確認ください。
- *申請にあたっては、認定医資格を有する本会員の推薦が必要です。推薦者がいない方は事務局宛てにメールでご連絡ください。

申請書類について

ホームページ(URL : <https://j-mibyou.or.jp/>)よりダウンロードし、A4サイズにプリントアウトしてご使用ください。※様式第1~3号のWord形式があります。

①認定申請書（様式第1号）

- ・印鑑を忘れずに押印してください。
- ・裏面に振り込み済み書のコピー貼付を忘れないようにご注意ください。

②認定申請書（様式第1号）のコピー・・・1部

●審査結果および認定証は認定申請書の住所宛に送付されますのでご注意ください。

③日本国の医師免許証の写し・・・1部

④証明写真(3 cm × 4 cm)・・・1枚（1年以内のもの）

⑤履歴書（様式第2号）

⑥業績目録（様式第3号）

- 過去5年間の業績について「本学会発表業績（主研究と共同研究に分けて筆頭か共著者かを記載）」10編程度、または「その他の学術活動について」を未病関連のものを主に各項目ごとにまとめてご記入ください。

申請書類の提出方法・料金納付方法

①書類送付先

- ・日本未病学会事務局宛にお送りください。
〒113-8612
東京都文京区本駒込1-7-10
医歯薬出版株式会社内 日本未病学会事務局

- ・必ず封筒に 日本未病学会「認定申請書在中」と朱記してください。

②審査料・認定登録料納付先

- 申請書類の提出と同時に、別記口座に30,000円（審査料10,000円、認定登録料20,000円をお振り込みください。
- 審査料・認定登録料振り込み済み書のコピーを申請書に貼付してください。
- ・一旦納付いただきました審査料・認定登録料は返還いたしませんので、ご注意ください。
- ・ただし、認定が却下された場合は、後日、認定登録料は返還いたします。
- 恐れ入りますが、納付の際の手数料はご負担ください。
- 審査料・認定登録料の納付確認ができない場合には、申請書は受理できかねますのでご注意ください。

振込先：

三菱UFJ銀行大宮支店（オオミヤシテン店番384）
口座番号：普通（総合）0878441
口座名義：一般社団法人日本未病学会
（イッパンシャダンホウジン
ニホンミビョウガツカイ）

ご不明な点は事務局までお問合せください

③申請の受付期日

2025年度は、2025年10月14日です。

審査結果の通知と認定終了後の手続きについて

①審査結果の通知

- ・申請者には審査結果を2025年12月末日までに通知いたします（予定）。

②認定証の交付と氏名の公表

- ・認定証は、審査と登録が済み次第、追って交付されます。
- ・認定者の氏名は、日本未病学会のホームページと学会誌に掲載されます。

③認定登録更新について

- ・認定登録の更新は、5年後に行われます。
- ・認定登録更新の際は、日本未病学会未病医学認定医制度規則施行細則第6条および第7条に基づき所定のお手続きをお取りいただきます。更新申請時に満65歳以上の認定医については、終身認定医に移行するため更新単位の取待および認定研修カリキュラムの修了は必要ありませんが、更新認定登録料20,000円は必要となります。